

各都道府県介護保険担当課 御中

## 介護保険最新情報

vol. 16

平成11年10月18日

厚生省介護保険制度実施推進本部

\* 管下市町村に速やかにFAX送信いただきますようよろしくお願  
いいたします。

## 「一次判定用ソフトウェアに欠陥が判明」とのテレビ報道について

### (1) 放送日時

平成11年10月18日(月) 午後11:07頃

### (2) 番組名

筑紫哲也NEWS23(TBS系列)

### (3) 報道の概要

要介護認定に用いる一次判定用ソフトウェアに欠陥があることが研究者の指摘で明らかとなった。

これは、一次判定用ソフトウェアが、施設入所者のみのデータを元に作成されていることによる欠陥であり、特に程度の軽い人については正確な判定が行えない。例えば、認定調査で用いられているすべての項目について問題がない者であっても施設に入所すれば何らかのサービスを受けるため、介護に必要な時間は24分となる。これに、あと1分でも介護が必要とされれば介護時間は25分となり、「自立」より1段階重い「要支援」と判定される。

厚生省では、この欠陥を認め、4月までは二次判定を重視することで対応するが、平成12年4月からは、在宅の高齢者を対象とした調査を新たに実施することによって対応することとしている。

#### (4) 事実関係と厚生省の考え方

施設介護の実態に基づく現行の要介護認定の手法については、本年4月の同基準制定に関する大臣諮問に対する医療保険福祉審議会の答申において、「今回の一次判定の考え方は概ね妥当なもの」と評価されているものであり、現時点で一次判定用ソフトウェアの欠陥が明らかとなっている事実はありません。

又、異常な所見が認められる項目数が少なくともある程度の要介護認定等基準時間が推計される場合は、いわゆる「例外的な事例の処理」（平成11年7月29日 都道府県等要介護認定担当者会議資料 26ページ参照）を行うなどの対応をとっているところです。

さらに、来年4月から新たな調査を実施するとの内容については、平成11年10月13日発行の「介護保険最新情報 v01.15」に記載した通り、平成12年度概算要求において、将来の見直しに備えて在宅及び施設における介護の実態を把握するための調査経費を要求していることに関する報道であると推測されますが、現時点で、現在使用している一次判定用ソフトウェアの内容や認定基準をすぐに見直すというものではありません。